

伊丹市立児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市立児童クラブ条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

平成26年9月4日提出

伊丹市長 藤原 保幸

理由

入所資格を小学校の第6学年まで拡大するため。

伊丹市立児童くらす条例の一部を改正する条例（平成26年伊丹市条例第 号）

伊丹市立児童くらす条例（平成7年伊丹市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第1条中「市内の小学校低学年に在学する児童で、昼間家庭において保護者の適切な保育を受けられない児童に対し、その健全育成を図る」を「児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8第1項の規定に基づき放課後児童健全育成事業を行う」に改める。

第3条第2号中「の第1学年から第3学年まで」を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

(1) 付則第4項の規定 公布の日

(2) 第1条の改正規定 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日

（経過措置）

2 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の伊丹市立児童くらす条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第2号の規定の適用については、同号中「学校に」とあるのは、「学校の第1学年から第4学年までに」とする。

3 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における改正後の条例第3条第2号の規定の適用については、同号中「学校に」とあるのは、「学校の第1学年から第5学年までに」とする。

（施行前の準備）

4 この条例の施行の日において市内の小学校又はこれに準ずる学

校の第4学年に在学することとなる者に係る改正後の条例第4条第1項の許可に係る手続及び改正後の条例第5条第1項の承認に係る手続は、この条例の施行前においても行うことができる。